

国総入企第1号
平成22年4月9日

各都道府県入札契約担当部長 殿
(市町村担当課、契約担当課扱い)
各政令指定都市入札契約担当部長 殿
(契約担当課扱い)

国土交通省総合政策局建設業課長

公共工事の入札における総合評価方式の透明性の確保等について

公共工事の入札及び契約については、競争性、透明性、公正性を確保しつつ、価格と品質が総合的に優れた公共調達を実現することが必要です。このため、各地方公共団体において、一般競争入札の拡大と併せて、総合評価方式の導入・拡充に取り組んでいただいているところです。

総合評価方式については、様々な改善要望があることを踏まえ、国土交通省の直轄工事において、平成22年度当初から、総合評価方式の透明性の確保等に関する改善策を講じることとし、各地方整備局に対し、別添のとおり、平成22年3月29日付け「一般競争入札等の競争参加資格における施工実績に係る要件を緩和する工事の試行について」（国地契第39号、国官技第371号、国営計第104号）及び平成22年4月9日付け「総合評価落札方式における技術提案等の採否に関する詳細な通知の実施について」（国地契第2号、国官技第9号、国営計第5号）をもって通知されたところです。

各都道府県及び各政令指定都市におかれては、上記通知を参考に、入札契約制度の改善に向けた取組を一層推進していただくようお願いします。

また、都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村に対しても、周知徹底をお願いします。

(別添－１)

国地契第３９号
国官技第３７１号
国営計第１０４号
平成２２年３月２９日

各地方整備局 総務部長
企画部長 あて
営繕部長

国土交通省大臣官房地方課長

技術調査課長

官庁営繕部計画課長

一般競争入札等の競争参加資格における
施工実績に係る要件を緩和する工事の試行について

国土交通省が発注する工事において一般競争入札方式及び工事希望型競争入札方式を実施する場合に、民間企業の技術力によるより一層の競争を促進させる観点から、「一般競争入札方式の拡大について」（平成17年10月7日付け国地契第80号。以下「一般競争拡大通達」という。）記3④に定める「対象工事と同種の工事の施工実績」及び「工事希望型競争入札方式の手続について」（平成17年10月7日付け国地契第82号、国官技第138号、国営計第86号。以下「工事希望型通達」という。）記4（1）①イに定める「同種又は類似の工事の施工実績」（以下「施工実績」という。）の取扱いについて、下記のとおり試行することとしたので、遺憾なきよう措置されたい。

記

1 対象工事

一般競争拡大通達及び工事希望型通達に基づき実施する工事のうち、工事難易度が低いと地方整備局長及び事務所長が認める工事において実施することとする。

2 試行内容

1の対象工事においては、競争参加資格の施工実績に係る要件において、工事量を求めないこととする。また、当該工事が「総合評価落札方式の実施について」（平成12年9月20日付け建設省厚契発第30号）の別紙「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」（以下「標準ガイド」という。）及び「総合評価落札方式の実施に伴う手続について」（平成12年9月20日付け建設省厚契発第32号、建設省技調発第147号、建設省営計発第132号）に基づき行われる工事である場合には、必要に応じて、標準ガイド第2Ⅲ2に定める評価項目として、入札者の施工実績における工事量を評価する項目を適切に設定するものとする。

附 則

この通知は、平成22年4月1日以降に入札手続を開始する工事から適用する。

(別添－ 2)

国 地 契 第 2 号
国 官 技 第 9 号
国 営 計 第 5 号
平成 2 2 年 4 月 9 日

各地方整備局 総務部長
企画部長 あて
営繕部長

国土交通省大臣官房
地 方 課 長
技 術 調 査 課 長
官庁営繕部計画課長

総合評価落札方式における技術提案等の採否に関する
詳細な通知の実施について

総合評価落札方式における技術提案等の採否に関する通知の実施については、「総合評価落札方式の実施に伴う手続について」（平成12年9月20日付け建設省厚契発第32号、建設省技調発第147号、建設省営計発第132号）記7に従い実施してきたところであるが、総合評価落札方式における評価の過程の透明性をより一層向上させる観点から、入札参加者に対する技術提案等の採否に関する詳細な通知について、当面、下記のとおり実施することとしたので、遺憾なきよう措置されたい。

なお本通達に定める手続については、今後の実施状況を踏まえ、必要に応じて見直していくこととしているので、その点留意されたい。

記

1 対象工事

「総合評価落札方式の実施について」（平成12年9月20日付け建設省厚契発第30号）の別紙「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」（以下「標準ガイド」という。）及び「総合評価落札方式の実施に伴う手続について」（平成12年9月20日付け建設省厚契発第32号、建設省技調発第147号、建設省営計発第132号）に基づき行われる工事のうち、高度技術提案型総合評価方式を適用する工事を除いたものにおいて実施することとする。

2 通知の方法

支出負担行為担当官及び分任支出負担行為担当官は、各入札参加者から提出された技術提案等のうち、加算点を付与する対象となる項目及び付与する対象とならない項目を、競争参加資格の確認の通知時に行う技術提案等の採否の通知と合わせて、当該技術提案等を提出した入札参加者に対し、通知することとする。

3 通知に関する問い合わせ窓口の設置

(1) 問い合わせ窓口の設置

2に掲げる技術提案等の採否の通知並びに加算点を付与する対象となる項目及び付与する対象とならない項目の通知（以下単に「通知」という。）に関する問い合わせに対応するための窓口を、各地方整備局に設置するものとする。窓口は、企画部技術開発調整官とし、その事務は企画部技術管理課又は技術調査課において処理するものとする。

(2) 問い合わせの方法

入札参加者は、自身が受領した通知について、競争参加資格の確認の通知日の翌日から起算して3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下、「休日」という。）を含まない。）に、技術開発調整官に対し問い合わせをすることができる。問い合わせは、メール又はFAXにより、通知に記載する連絡先に対して行うものとする。

(3) 問い合わせに対する説明

(2)の問い合わせがあった場合、技術開発調整官は、発注担当部局に事実関係を確認した上で、問い合わせのできる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、メール又はFAXにより当該問い合わせをした入札参加者に説明を行うものとする。その際、技術開発調整官及び発注担当部局は、可能な限り入札書の提出期限までに説明が行えるよう、迅速な対応に努めること。

(4) 落札者の決定後の面談等による説明

入札参加者は、(3)の説明に加えて、落札者の決定の通知後入札説明書に定める期間内に(2)の連絡先に申し出ることにより、技術開発調整官に対し、面談等による説明を求めることができる。なお、(2)の問い合わせを行わなかった入札参加者であっても、面談等による説明を求めることができるものとする。

(5) その他

① (2)の問い合わせ及び(4)の面談等による説明の要求は、「工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続きについて」（平成13年3月30日付け国官会第1430号、国官地第28号）の第2のうち2(1)ロ及び2(2)ハに掲げる苦情申立ての手続きとは別に設けるものであることに留意すること。

② (1)～(4)については、次の記載例を参考に、入札説明書に明示することとする。

(記載例)

○. 総合評価落札方式における技術提案の採否等の通知に関する問い合わせ

(1) 入札参加者は、○. に掲げる競争参加資格の確認の通知時に合わせて通

知される技術提案の採否等の通知について、〇〇地方整備局企画部技術開発調整官（以下「技術開発調整官」という。）に対し、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間、メール又はFAXにより問い合わせをすることができる。なおその際の連絡先は、競争参加資格の確認の通知時に合わせて通知することとする。

(2) 技術開発調整官は、(1)の問い合わせがあった場合には、平成〇年〇月〇日までに当該問い合わせをした者に対し、メール又はFAXにより説明する。

(3) 入札参加者は、(1)の問い合わせに加えて、落札者の決定の通知日の翌日から起算して〇日以内に、技術開発調整官に対し、面談等による説明を求めることができる。その際の連絡先は、(1)の連絡先と同じとする。なお、(1)の問い合わせをしなかった入札参加者であっても、この期間に面談等による説明を求めることができる。

附 則

この通知は、平成22年4月9日以降に入札公告手続を開始する工事から適用する。